

公益財団法人品川文化振興事業団補助金交付要綱

制定	平成15年5月	要綱第47号
改正	平成24年1月31日	区長決定 要綱第 9号
改正	平成28年2月1日	部長決定 要綱第51号
改正	平成31年1月9日	要綱第188号
改正	令和3年7月21日	要綱第228号

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人品川文化振興事業団に対する助成に関する条例第7条に基づき、補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 公益財団法人品川文化振興事業団(以下事業団という。)に対する補助金は、事業団が次に掲げる事業を行うために要する経費のうち、区長が必要かつ相当と認めたものとする。

- (1)文化振興事業のうち、メイプルセンターで実施する文化事業ならびに文化情報の収集、提供およびこれらに要する管理事業
- (2)文化振興事業のうち、〇美術館で実施する文化事業およびこれらに要する管理事業
- (3)施設の管理運営受託事業のうち、総合区民会館の管理事業
- (4)その他上記に属さない文化事業で区長が認めるもの

(補助金の交付申請)

第3条 事業団は補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1)事業計画書
- (2)収支予算書
- (3)執行計画書

(補助金の交付決定)

第4条 区長は前条の規定による申請があったときはその内容を審査し、補助金の交付が相当と認めたときは補助金交付決定通知書(第2号様式)により事業団に通知する。

2 区長は前項の決定を行う場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付すことができる。

(請求書の提出)

第5条 事業団は前条による補助金交付決定通知書を受けたときは、すみやかに請求書(第3号様式)を区長に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第6条 事業団は第4条の規定による通知をうけた場合において、決定の内容またはこれに付された条件に異議があるときは、通知を受けた日から14日以内に補助金申請を取下げることができる。

(事業内容の変更)

第7条 事業団は補助金に係わる執行計画もしくは収支予算を変更する場合には、あらかじめ区長の承認を得なければならない。

2 前項により補助金に増減が生じる場合は、速やかに第3条に基づく手続きを取らなければならない。

(実績報告および清算)

第8条 事業団は補助対象事業終了後(または会計年度終了後)、すみやかに事業実績報告書兼清算書(第4号様式)を区長に提出し、事業実績を報告するとともに補助金の清算手続きを取らなければならない。

(是正のための措置)

第9条 区長は、前条の実績報告の審査および必要に応じて行う現地調査等により、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容およびこれらに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合しないと認めるときは、事業団に対しこれに適合させるための措置をとることを命ずることができる。

2 事業団は前項の命令により必要な措置をとった場合においても、第8条の実績報告を行わなければならない。

(検査等)

第10条 区長が補助職員をして、補助対象事業の遂行状況および経理について検査を申し出た場合または報告を求めた場合は、事業団はこれに応じなければならない。

(補助金の経理等)

第11条 事業団は、補助金の収入、支出に関する帳簿および事業に関する記録を整備し、経理および事業の状況を常に明確にしておかななければならない。

(決定の取消し)

第12条 事業団が次の各号の一に該当したときは、区長は補助金の交付決定の全部または一部を取消することができる。

(1)不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2)補助金を他の用途に使用したとき。

(3)第4条2項の規定に基づく条件、その他法令の規定に違反したとき。

(4) 第9条第1項の規定に基づく是正措置をとらないとき。

(5) 第10条の検査等に応じないとき。

(補助金の返還)

第13条 事業団は前条による取消しがあった場合において、取消しに係わる補助のうち、すでに交付されているものについては、遅滞なく返還しなければならない。

(違約金)

第14条 前条による返還においては、補助金の交付を受けた日から返還の日までの日数に応じ、返還額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約金を納付しなければならない。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から適用する。
- 2 改正前の要綱により交付された補助金については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から適用する。
- 2 改正前の要綱により交付された補助金については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年7月21日から適用する。

(第1号様式)

第 号
年 月 日

品川区長 あて

公益財団法人品川文化振興事業団
理事長

年度公益財団法人品川文化振興事業団
補助金交付申請書

公益財団法人品川文化振興事業団補助金要綱第3条に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1. 申請金額 金 円

(内訳)別紙予算書および計画書のとおり

2. 添付書類

年度公益財団法人品川文化振興事業団事業計画書

年度公益財団法人品川文化振興事業団助成補助金収支予算書

年度公益財団法人品川文化振興事業団助成補助金執行計画書

以上

(第2号様式)

第 号
年 月 日

公益財団法人品川文化振興事業団

理事長 様

品川区長

印

年度公益財団法人品川文化振興事業団

補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号にて申請のあった 年度公益財団法人品川文化振興事業団補助金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- | | | |
|---------------|-----|---------------|
| 1. 補助金交付総額 | 金 | 円 |
| 2. 交付の時期および金額 | 上半期 | 年 4月(予定)
¥ |
| | 下半期 | 年10月(予定)
¥ |

以上

(第3号様式)

年 月 日

品川区長 へ

公益財団法人品川文化振興事業団

理事長

印

年度公益財団法人品川文化振興事業団

補助金請求書(上半期・下半期)

年 月 日付品文文 収第 号をもって交付決定通知のあった補助金について
下記のとおり請求します。

記

1. 交付請求区分	上半期 ・ 下半期		
2. 交付請求額	金	円	
	(交付決定通知額		円)
	(既 受 領 額		円)

以上

(第4号様式)

第 号
年 月 日

品川区長 あて

公益財団法人品川文化振興事業団
理事長 印

年度公益財団法人品川文化振興事業団
補助金事業実績報告書兼清算書

公益財団法人品川文化振興事業団補助金要綱第8条に基づき、 年度公益財団法人品川文化振興事業団補助金について下記のとおり実績報告し、清算いたします。

記

1. 執行実績

(1) 補助金交付額	金	円…………①
(2) 補助金充当額	金	円…………②
(3) 清算金額	金	円…………① — ②

2. 添付書類

(1) 事業報告書
(2) 収支計算書

以上